

令和5年第4回定例会議事日程（第2号）

令和5年12月5日（火）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度吉富町一般会計補正予算（第4号）について）
- 日程第3 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について）
- 日程第4 議案第55号 吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第56号 吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第57号 吉富町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第58号 吉富町空家空地対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第63号 令和5年度吉富町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第9 議案第64号 令和5年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第65号 令和5年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第11 議案第66号 令和5年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）について

令和5年第4回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日 令和5年12月5日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 12月5日 10時00分
 応 招 議 員 1番 新保 祐介 6番 横川 清一
 2番 丸谷 宏一 7番 是石 利彦
 3番 角畑 正数 8番 岸本加代子
 4番 向野 倍吉 9番 矢岡 匡
 5番 太田 文則 10番 山本 定生
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	花畑 明	上下水道課長	奥家 照彦
教 育 長	江崎 藏	地域振興課長	石丸 貴之
未来まちづくり課長	和才 薫	教 務 課 長	鍛治 幸平
総務財政課長	奥本 仁志	建 設 課 長	軍神 宏充
住 民 課 長	友田 哲也	吉富あいあいセンター長	梅林 正典
税 務 課 長	岩井 保子	検査会計室長	奥本 恭子
会計管理者	岩井 保子	吉富保育園長	鍛治 淳子
福祉保険課長	別府 真二	吉富幼稚園長	
子育て健康課長	石丸 順子		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	小原 弘光
書 記	鶴本 宏

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり

議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（山本 定生君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（山本 定生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、是石議員、岸本議員の2名を指名いたします。

日程第2. 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度吉富町一般会計補正予算（第4号）について）

○議長（山本 定生君） 日程第2、議案第51号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度吉富町一般会計補正予算（第4号）について）を議題とします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案書1ページをお願いいたします。

議案第51号専決処分の承認を求めることについてでございます。

本年8月に発生をしました雷により、小学校の空調設備と監視カメラ、フォーユー会館・体育館・武道館の火災報知設備が被害を受けました。いずれも、児童や利用者等の安全確保に影響を及ぼす可能性があるため、一刻も早く修繕を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度吉富町一般会計補正予算を令和5年10月11日付で専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、一般会計補正予算書（第4号）をお願いをいたします。

1ページをお願いいたします。

令和5年度吉富町一般会計補正予算（第4号）。令和5年度吉富町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ946万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億2,802万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） これからページを追って質疑を行います。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、次に4ページ、事項別明細書、総括歳入、

5 ページ、同じく総額歳出、次に、歳入 6 ページ、歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、歳出に入ります。歳出 7 ページ、歳出全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 歳入歳出全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 5 1 号は、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 5 1 号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 5 1 号専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度吉富町一般会計補正予算（第 4 号）について）は、これを承認することに決しました。

日程第 3. 議案第 5 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度吉富町一般会計補正予算（第 5 号）について）

○議長（山本 定生君） 日程第 3、議案第 5 2 号専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度吉富町一般会計補正予算（第 5 号）について）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案書 3 ページからお願いいたします。

議案第52号専決処分の承認を求めることについてでございます。

本年8月に発生した雷により、被害を受けた施設の修繕について、10月11日付で専決処分を行いました。その後、新たに小学校の火災報知設備にも不具合があることが判明をいたしました。

こちらも児童の安全確保に影響を及ぼすものでありますので、一刻も早く修繕を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度吉富町一般会計補正予算を令和5年10月31日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

一般会計補正予算書（第5号）をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

令和5年度吉富町一般会計補正予算（第5号）。令和5年度吉富町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ346万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億3,148万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） これからページを追って質疑を行います。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ。次に、4ページ、事項別明細書、総括歳入、5ページ、同じく総括歳出、次に、歳入6ページ、歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、歳出に入ります。歳出7ページ、歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第52号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について）は、これを承認することに決しました。

日程第4. 議案第55号 吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第4、議案第55号吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（友田 哲也君） それでは、議案書の16ページをお開きください。

議案第55号吉富町印鑑条例の一部を改定する条例の制定についてでございます。

内容について御説明をいたします。議案書の17ページと附属資料の17ページの新旧対照表も併せて御覧ください。

この改正は、国において電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律、その改正に伴いまして、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付手続に関する規定を整備するために条例の一部を改正するものでございます。

第14条では、印鑑登録証明書の交付について規定しておりまして、第14条の2では、コンビニエンスストア等に設置されたキオスク端末を介して印鑑登録証明書の申請をする、いわゆるコンビニ交付ができる旨、規定をしております。

その際に、今までは個人番号カードを利用して申請することができる旨を規定しておりましたが、これに加え、個人番号カードと情報連携し、公的個人認証のための電子証明書が記録されたスマートフォンを利用して申請することができるように改正をするものでございます。

新旧対照表の17ページを御覧ください。

改正案の下線部の中段、または以降の部分が今回新たに追加されるもので、「または」の次に「移動端末設備」とありますが、こちらがいわゆるスマートフォンを指すものでございます。

次に、附則でございまして、この条例は規則の定める日から施行する。

現在、このコンビニ交付にスマートフォンを利用できるサービスにつきましては、まだ国において準備の最中でございますので、運用が開始される時期が判明しましたら、速やかに施行日を規則で定め、広報紙等で周知したいと考えます。

なお、今回の改正は、法改正に伴うものであり、町独自の改正点はございません。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第55号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第55号吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第5. 議案第56号 吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第5、議案第56号吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 議案書18ページをお願いいたします。

議案第56号吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本議案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が、令和5年5月19日に公布され、出産する被保険者の産前産後期間における国民健康保険税の減免について、令和6年1月1日を施行日とする地方税法及び関連法令の一部改正に伴い、吉富町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

議案書は19ページから21ページ、詳細につきましては附属資料の新旧対照表で説明をいたします。

新旧対照表18ページから19ページにかけまして、第14条及び第18条は、引用する地方税法施行令及び地方税法施行規則の名称について、略称を整備するものでございます。

19ページから21ページ、国民健康保険税の減額規定であります第23条に、出産被保険者の産前産後期間における減額について規定する第3項を新たに加えるものでございます。

減額の対象となるのは、出産被保険者の所得割額及び被保険者均等割合で、第1号、第2号では基礎課税額、第3号、第4号では後期高齢者支援金等課税額、第5号、第6号では、介護納付金課税額の減額について、それぞれ規定をしております。

減額される期間は、1人の妊娠であります単胎妊娠は、産前期間が出産予定月の前1か月で、産後期間が出産予定月を含むあと3か月の計4か月分です。

また、双子以上の多胎妊娠につきましては、産前期間が単胎妊娠より2か月多く、計6か月分が減額となります。

21ページから22ページ、第24条の3は、出産被保険者に係る届出について新たに規定するものでございます。

第1項及び第2項は、提出する届出書の記載事項及び添付書類についての規定、第3項では、出産予定日の6か月前から届出ができるとしております。第4項では、第1項及び第2項において、規定する事項について別に確認することができる場合は、第1項に規定する届出を省略することができるとしております。

続きまして、施行期日及び経過措置について御説明いたします。

議案書にお戻りください。議案書21ページです。

第1項、施行期日でございます。この条例は、令和6年1月1日から施行いたします。第2項、第3項は、適用区分で、第2項では、この改正が令和5年度以降の国民健康保険税について適用し、令和4年度以前の国民健康保険税については、従前のおりとしております。第3項では、新たに加える第23条第3項の規定につきましては、令和5年4月2日以後の出産について適用するとしております。

これにつきましては、本改正は法令等の改正によるものでございますが、施行日が令和6年1月1日であるため、令和5年度中の課税において、出産月によっては、減額措置が受けられないケースが発生することから、8月に行いました「こどもまんなか応援サポーター」宣言にのっとり、子育て世代への支援として、町独自に対象者の範囲を拡充し、適用することとしております。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第56号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第56号吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

日程第6. 議案第57号 吉富町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第6、議案第57号吉富町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（友田 哲也君） 議案書の22ページをお開きください。

議案第57号吉富町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容について御説明をいたします。

議案書の23ページと附属資料の23ページの新旧対照表も併せて御覧ください。

吉富町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例、吉富町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

別表2、し尿の項中「430円」を「440円」に改める。この改正は、し尿処理を行う施設が吉富町から豊前市に移転したことに伴い、し尿処理手数料の引き上げを行うものでございます。

本町のし尿処理は、今まで町内の吉富町外1町環境衛生事務組合に運搬して処理をしていましたが、令和5年4月から豊前市にございます豊前市外2町清掃施設組合に運搬して処理をするようになりました。

本条例に定めるし尿処理手数料は、し尿の収集や運搬に要するコストを受益者の皆様に御負担いただくものであり、これまで運搬距離が短いことから近隣市町より安価な手数料で設定をしておりましたが、し尿運搬車両の走行距離が伸びましたことで収集のコストが上昇していることを踏まえ、36リットル当たり10円の手数料の引上げを行わせていただきたいと考えております。

なお、値上げした後の手数料額は、近隣市町の手数料と同額にとどまりますので、引上げの理由や金額には妥当性があるものと判断しております。

次に、附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行する。この施行日につきましては、住民の皆様に必要な周知が必要になりますので、広報紙でしっかりお知らせをして、新年度から施行したいと考えます。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 令和4年度の実績で、処理業者が受け取る料金は幾ら増えることになるでしょうか。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（友田 哲也君） 令和4年度のし尿の搬入実績、吉富町の分になりますが、188万7,420リットルになっております。それに対しまして36リットル当たり10円という形で計算をさせていただきますと、約52万4,000円の増が生じます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほど説明がありましたように、これまで周防苑で行われていたし尿処理を豊前市と共同で行うようになりました。これは、こんなふうに変ったのは、町あるいは組合の政策的判断であって、その結果、生じた業者の負担増を住民に負わせるべきではなく町が負担すべきだと考えます。

実際に、そういう場合、補助金として町が業者に支払っている自治体もあると聞いております。本町には、そういう考えはないでしょうか。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（友田 哲也君） 吉富町としましては、今回の移転に伴いまして、明らかに運搬コストが上昇するということで、また、一方ではこれによって近隣市町と足並みがそろうということになりますので、今のところそういった考えはございません。

○議長（山本 定生君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 以前、豊前市と一緒にやるというときの処理料、処理この金額です。ね、この金額と今回変わったわけですが、以前は変わらなかったのに、今回変わった何か理由

がございますか。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（友田 哲也君） 先ほど申し上げましたが、し尿を処理する場所が町内から豊前市のほうに移りましたので、そこで運搬コストが上がりますので10円の値上げということでさせていただきます。

以上です。

○議長（山本 定生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第57号は、総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号吉富町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決しました。

**日程第7. 議案第58号 吉富町空家空地対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
の制定について**

○議長（山本 定生君） 日程第7、議案第58号吉富町空家空地対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（友田 哲也君） 議案書の24ページをお開きください。

議案第58号吉富町空家空地対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容について御説明をいたします。

議案書の25ページと附属資料の24ページから27ページの新旧対照表も併せて御覧ください。

この改正は、国において空地等の適切な管理及びその活用を一層促進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係規定の整備を図るため、また、条例で定める法の定め対象とならない空家及び空地についても法の改正に倣い同様の対応を実施するために、条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容について、順を追って説明いたします。

附属資料の24ページの新旧対照表をお願いします。

まず、第2条の定義につきまして、新しい用語として、そのまま放置すれば法に規定する特定空家になるおそれのある状態の空家として、管理不全空家等を追加し、第3号から第9号までを1号ずつ繰下げいたします。

この管理不全空家に対し、町から指導、勧告ができ、勧告を受けた空家は固定資産税の軽減の特例が解除されます。これにより、特定空家となることを未然に防ぐための管理を促すことを目的としております。

次に、第3条第1項につきましては、所有者の責務を強化することを目的に、現行の適切な管理義務に加え、国や自治体の施策に協力する努力義務を追加で課すこととしています。

新旧対照表の25ページをお願いします。

第5条第2項につきましても、所有者の責務を強化することを目的に、法定外空家や空地等に関する事項について、町に報告をさせることができる旨を追加しています。

次の第8条第2項は、警察その他の関係機関に空家等の対策について協力を求めるに当たり、町が情報提供できる項目を定めておりますが、今回の法改正で新たに改定された管理不全空家等の所有者への指導や勧告の内容を情報提供可能な項目に追加するため第2号を追加し、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第3号につきましては、国の法律の一部改正に伴う条項ずれに対応したものでございます。

続きまして、26ページを御覧ください。

第9条は、データベースの整備、その他正確な情報を把握するために必要な措置を講ずる者に管理不全空家等を追加しています。

次の第11条、第12条第1項、第18条第1項及び新旧対照表27ページになります。第20条第1号につきましては、国の法律の一部改正に伴う条項ずれに対応したものでございます。

最後に、議案書25ページをお願いいたします。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

なお、今回の改正は、法改正に伴うものであり、町独自の改正点はございません。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対しての質疑はありますか。太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 今の説明の中で、家があれば6分の1か7分の1の固定資産税の免除になりますよね。それを解体することによって、それがそのまま持続されるのかされないのか、ちょっとそのことを聞き取れなかったので、すみません、御説明をお願いします。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（友田 哲也君） 固定資産税の特例の解除につきましては、やはりそういった家屋、特定空家とか、今回新たに設置した管理不全空家というのに勧告をされますと、その特例が解除されるということで、その持ち主の方はデメリットになると思われまますので、そうなる前に適切に指導しながら促進していきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） すみません。ちょっと今のところなんですけど、聞き取れなかったので、管理不全空家に指定されたら税の特例というんですかね、それは受けられなくなりますよということを言うということですか。それとも管理不全空家になったら、もうその特例というの、それは受けられないということなんですか。ちょっとよく分からなかったの。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（友田 哲也君） 所有者の方に対しては、実際、その勧告というのをやってしまうと、その固定資産税の特例の解除になります。ですので、当然その前に、うちのほうが指導を行う段階で、このままいくとそこでデメリットが生じますので、しっかり管理をしてくださいということを促しながら、そういった空家等をなくしていきたいと考えています。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ちょっと基本的なこと。

管理不全空家の指定とありましたが、どういう条件ちゅうか、何かどういうところが、それに指定するかどうかちゅうのは分かります。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（友田 哲也君） 管理不全空家等という新しい言葉が出てきましたが、今のところ国のほう、まだガイドラインのほうが出ておりませんで、詳しくは言えませんが、特定空家になる前の段階の空家というところで、その空家をなくすことによって、特定空家につなげないというところで運用していくことになると思います。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第58号は、総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号吉富町空家空地対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決しました。

日程第8. 議案第63号 令和5年度吉富町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（山本 定生君） 日程第8、議案第63号令和5年度吉富町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第63号については、本日の質疑を省略し、予算決算委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号令和5年度吉富町一般会計補正予算（第7号）については、本日の質疑を省略し、予算決算委員会に付託することに決しました。

日程第9. 議案第64号 令和5年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（山本 定生君） 日程第9、議案第64号令和5年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、次に、4ページ、事項別明細書総括歳入、5ページ、同じく総括歳出。

次に、歳入6ページ、7ページ、歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 歳出8ページ、9ページ、10ページまで、歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 補正予算、給与費明細書（第3号）、11ページ、12ページ。

以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第64号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号令和5年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第10. 議案第65号 令和5年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（山本 定生君） 日程第10、議案第65号令和5年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。補正予算書1ページ、補正予算実施計画2ページ、予定貸借対照表3ページ、4ページ、補正予算明細書、収益的収入及び支出5ページ。向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 今回、時間外手当が上がっております。その内容と歳出根拠を教えてください。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 時間外手当の41万2,000円計上しております、その内容につきましてです。

今年度、令和5年度で送配水管の拡張工事、これは県道中津豊前線におきまして、1工区、2工区ということで行っております。これは、現在進めております水道施設の統廃合事業の一環で、幸子浄水場から山の上の配水池へ直接送水を可能にすることで、将来人口減が予測されている中、水道施設を少しでも少なくする、スマートにするということで、将来の維持管理費、ランニングコストを削減し、水道料金の増加の抑制を考えていこうと、そういった事業で現在進めております。

その県道における送配水管の拡張工事、これは警察との協議で、通行量が非常に多いというようことから、夜間工事でなければ通行規制、交通規制ができないというような協議結果になりました。

それで、現在、もう今進行しているんですが、午後9時から翌日の午前5時までの間で、今後工事を進めてまいります。工期を3月15日までということとっておりますので、その県道内における工事期間中、夜間工事で進めていきますが、大事なポイントにつきましては、職員も立ち会って一緒に工事を進めていくこととなります。

そういったところで、夜間工事の立会というようなことで、主にこれは約70時間ほど今回計上させていただきました。

そのほかに、もう一つ要素があるんですが、例年この冬1月の時期に急に寒波が来ます。今年は、気象庁の予報によりますと比較的暖かい冬というようなことが発表されておりますけれども、寒波については急に寒波襲来というようなことがあって、昨年もいろいろ深夜で手当をしたことがありました。

そういったことも含みまして、今回41万2,000円の時間外手当の補正というようなことにさせていただいております。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。

給与費明細書6ページまで、以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第65号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号令和5年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第11. 議案第66号 令和5年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（山本 定生君） 日程第11、議案第66号令和5年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。補正予算1ページ、補正予算実施計画2ページ、予定貸借対照表3ページ、4ページ、補正予算明細書、収益的収入及び支出5ページ。向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） また、同じとこなんですけれども、時間外手当が上がっています。先ほど水道事業ということだったのですが、今、下水の工事に伴い同じく水道も行っていると思うんですが、やっぱりその工事の関係でしょうか。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 今御質問の中で、下水道工事と併せて水道工事ということがありましたが、基本的に下水道工事は昼間の工事で施工しております。そういったところの水道管の布設替えにつきましては同じく昼間の工事で施工ができております。

今回のこの下水道工事のほうで時間外手当を計上しておりますのは、先ほど申し上げました、水道事業のほうで申し上げました送配水管の拡張工事ということになりますが、現在、上下水道課の職員で技術関係に従事しておる者が2名います。1名は上水道から給料が出て、もう1名は下水道事業の方から給料が出ているというようなことになりますが、現在、上下水道課では、上水も下水もそういった技術者と一緒に管理をしております。

そういった関係から、今回の下水道事業においても時間内手当を組ませていただくとともに、

もう一つの下水道事業での時間外手当の要素は、これまで数年前までは下水道の設計や現場管理、生産というものを外注で行っておりました。これを現在、職員にて設計、施工監理、生産までやっております。そういった関係で、委託費のほうが大幅に今現在削減をされております。そういった中、職員がそういったところ、今まで委託で行っていたものを職員でやるということから時間外手当が必要になっております。そういった内容で今回時間外手当を補正させていただいております。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか、ほかは。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 給与費明細書6ページまで。以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第66号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号令和5年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

----- . ----- . -----

○議長（山本 定生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時46分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年12月 5日

議 長

署名議員

署名議員